

(別紙)

平成 30 年度（歳末期）府内一斉商品量目等立入検査結果

立入検査実施期間 平成 30 年 12 月 3 日（月）～ 12 月 14 日（金）

1. 正確な計量販売について

(1) 量目公差を超えて（内容量が不足して）販売されていた不適正商品の状況

ア. 府内計

区 分	検査事業所数	不適正事業所数	検査商品数	不適正商品数	不適正商品率
適正計量管理事業所	21 か所	0 か所	1,100 品	3 品	0.3 %
一 般 事 業 所	57 か所	6 か所	2,591 品	49 品	1.9 %
合 計	78 か所	6 か所	3,691 品	52 品	1.4 %

イ. 大阪府実施分

区 分	検査事業所数	不適正事業所数	検査商品数	不適正商品数	不適正商品率
適正計量管理事業所	3 か所	0 か所	150 品	3 品	2.0 %
一 般 事 業 所	28 か所	4 か所	1,065 品	32 品	3.0 %
合 計	31 か所	4 か所	1,215 品	35 品	2.9 %

ウ. 特定市実施分

区 分	検査事業所数	不適正事業所数	検査商品数	不適正商品数	不適正商品率
適正計量管理事業所	18 か所	0 か所	950 品	0 品	0.0 %
一 般 事 業 所	29 か所	2 か所	1,526 品	17 品	1.1 %
合 計	47 か所	2 か所	2,476 品	17 品	0.7 %

※不適正事業所とは、不適正商品（不足商品）数の検査商品数に占める割合が5%を超える事業所です。

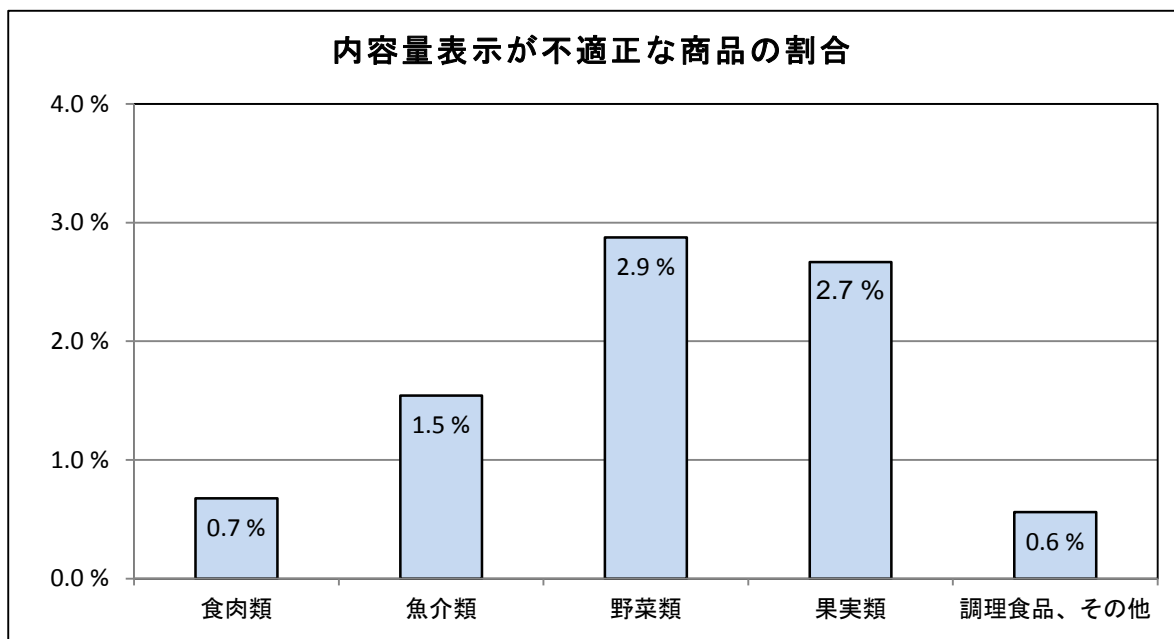
※適正計量管理事業所とは、「はかり」等を使用する事業所で、適正な計量管理を行うものとして、計量法に基づき都道府県知事が指定した事業所です。（計量法第127条、施行令第41条）

※大阪府実施分の対象は11市2町です。

※特定市とは、計量法施行令で定められている「はかり」の定期検査や商品量目等の立入検査を行うことができる市（府内では13市、「別紙2」参照）です。

(2) 商品の分類別に見た不適正の状況

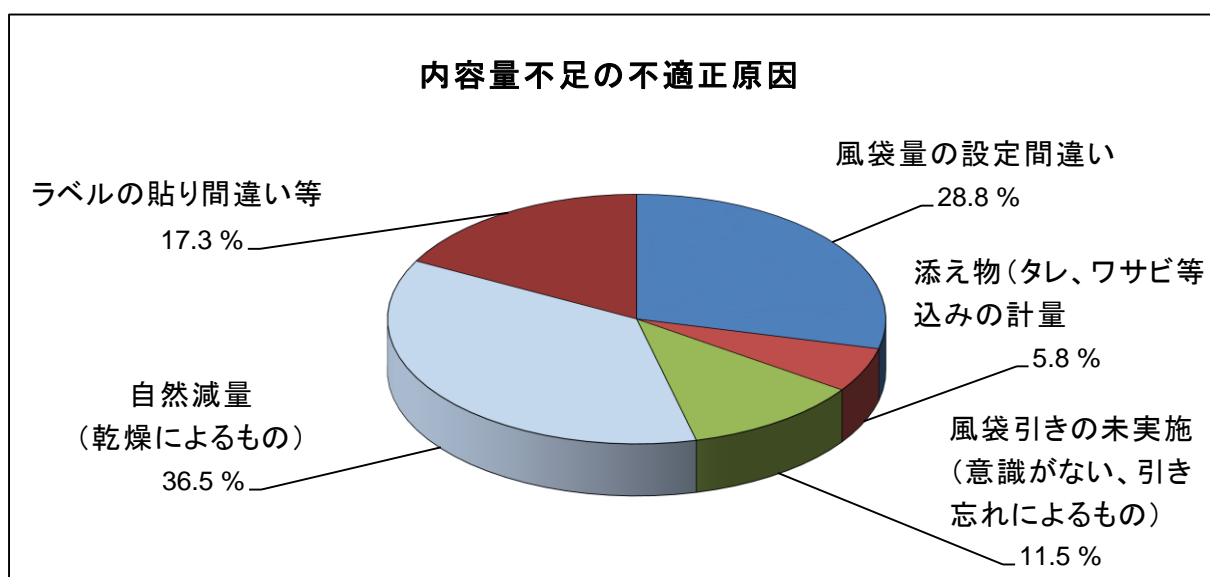
分 類	検査商品数	不適正商品数	不適正商品率
食 肉 類	1,033 品	7 品	0.7 %
魚 介 類	1,103 品	17 品	1.5 %
野 菜 類	765 品	22 品	2.9 %
果 実 類	75 品	2 品	2.7 %
調理食品、その他	715 品	4 品	0.6 %
合 計	3,691 品	52 品	1.4 %



(3) 不適正商品の原因別に見た不適正の状況

主 な 原 因	不適正商品数	原因の割合
風袋量の設定間違い	15 品	28.8 %
添え物（タレ、ワサビ等）込みの計量	3 品	5.8 %
風袋引きの未実施（意識がない、引き忘れによるもの）	6 品	11.5 %
自然減量（乾燥によるもの）	19 品	36.5 %
ラベルの貼り間違い等	9 品	17.3 %
合 計	52 品	100.0 %

※端数処理の為、合計が100%になりません。



※風袋量の設定間違いとは、内容量を計量する際に商品から差し引く風袋（トレイ、ラップ等の「包装材」やワサビ、タレ、飾り付け品等の「添え物」の総称）の計量値を「はかり」に設定するとき実態とは異なった値を設定することです。内容量に風袋量を含んではなりません。

※自然減量とは、生鮮食品（特に野菜類）の水分が蒸発し、量目が目減りすることです。

(4) 法定計量単位・内容量等の表記が適正に付記されていない状況

区 分	検査事業所数	不適正事業所数	不適正率
適正計量管理事業所	21 か所	0 か所	0.0 %
一 般 事 業 所	57 か所	0 か所	0.0 %
合 計	78 か所	0 か所	0.0 %

2. 「はかり」について

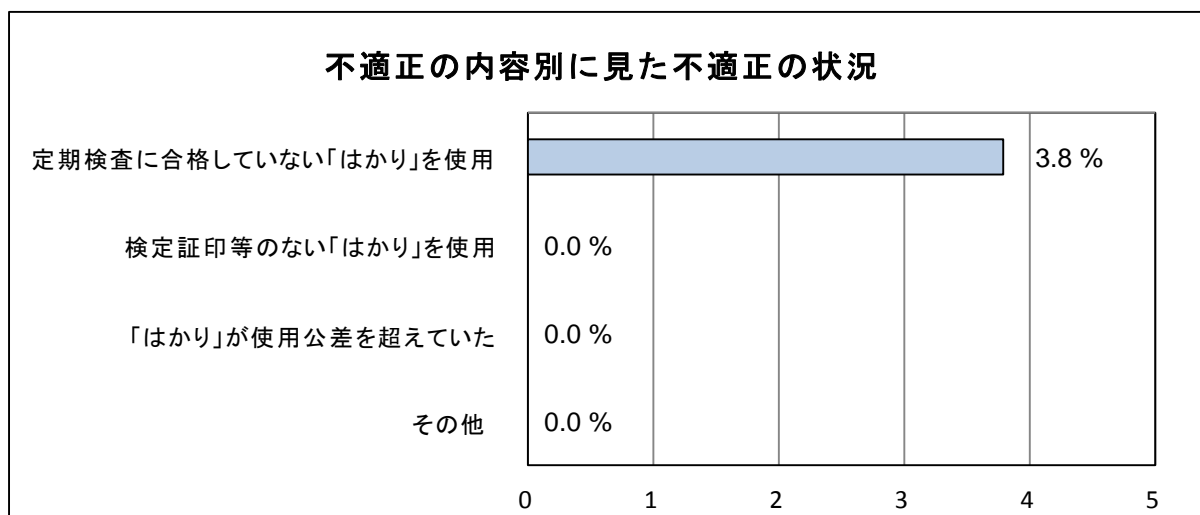
(1) 「はかり」を正しく使用していなかった不適正台数の状況

区 分	検査事業所数	不適正事業所数	検査台数	不適正台数	不適正台数率
適正計量管理事業所	21 か所	0 か所	238 台	0 台	0.0 %
一 般 事 業 所	58 か所	5 か所	211 台	17 台	8.1 %
合 計	79 か所	5 か所	449 台	17 台	3.8 %

(2) 不適正の内容別に見た不適正の状況

不 適 正 の 内 容	不適正事業所数	不適正台数	不適正台数率
定期検査に合格していない「はかり」を使用していた	5 か所	17 台	3.8 %
特定計量器であって検定証印のない「はかり」を使用していた	0 か所	0 台	0.0 %
「はかり」が使用公差を超えていた	0 か所	0 台	0.0 %
その他	0 か所	0 台	0.0 %
合 計	5 か所	17 台	3.8 %

※使用公差とは、はかりの使用中に適用される器差の許容値をいい、使用公差を超えているものは取引・証明に使用できません。



3. 事業所に対する指導内容

(1) 不適正商品があった事業所への指導

- ① 内容量が量目公差を超えて不足している商品があった事業所
 - ・店頭の当該商品を全て引き揚げさせて、再計量を実施させた。

(2) その他正確計量確保のための指導

① 風袋量が適正でなかった事業所

・「はかり」に適正な風袋量を設定し、正確な計量に努めるよう指導した。

② 定期検査に合格していない「はかり」を使用していた事業所

・取引に使用できない旨を説明し、すみやかに定期検査を受けるなど必要な措置を講じるよう指導した。